

障がい福祉サービス・制度のご紹介

障がいのある人の日常生活を支援するため、次のような福祉サービスを実施しています。
(主なものを掲載。ほかにもさまざまなサービスがあります)

これらのサービスを利用するには、事前に申請が必要で、本人・家族の課税状況などに応じて費用の一部負担がある場合や、サービスが受けられない場合もあります。

■手帳制度

身体障害者手帳	
対 象 者	視覚、聴覚、平衡機能、音声言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能および小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障がいがある方
内 容	障がいの程度により手帳の等級には1級～6級までの区分があります。
療育手帳	
対 象 者	函館児童相談所（18歳未満）または、北海道立心身障害者総合相談所（18歳以上）において、知的障がい者と判断された方（知的機能の障がいがあるが、おおむね18歳までにあらわれた者）
内 容	IQなどの判定により、A（重度）またはB（中、軽度）の区分があります。
精神障害者保健福祉手帳	
対 象 者	精神の疾患により、日常生活や社会生活に制約がある方
内 容	障がいの程度により手帳の等級には1級～3級までの区分があります。 手帳の有効期限は交付から2年間で、更新が必要な時には、有効期限が切れる3カ月前から更新申請ができます。

■障害者総合支援法

障がい福祉サービス	
内 容	身体・精神および知的障がい者（各障害者手帳所持者）または難病などに罹患しているなど、一定の条件を満たす方に対して、介護の支援（居宅介護、施設入所など）または訓練などの支援（自立訓練、就労移行支援など）を行います※介護保険制度が優先されます
自立支援医療	
内 容	身体障がいの更生に必要な医療や、精神疾患の治療を受けるための医療に係る医療費の助成を行います。

■補装具の購入・修理

対 象 者	身体障害者手帳の交付を受けている、または難病などに罹患しているなど、一定の条件を満たしており、その障がいの程度に応じた判定の結果、補装具が必要と認められた方※介護保険制度が優先となります
種 類（例）	聴覚障がい：補聴器 視覚障がい：眼鏡、盲人安全つえ など 肢体不自由：義肢、装具、車いす など